証券コード　3698
2024年12月4日
（電子提供措置の開始日2024年11月27日）

株　主　各　位

東京都渋谷区桜丘町20番1号
株式会社ＣＲＩ・ミドルウェア
代表取締役社長　押　見　正　雄

第24回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第24回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申しあげます。

なお、本総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の当社ウェブサイトに「第24回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト　https://www.cri-mw.co.jp/ir/stock/meeting/

また、上記の他、東京証券取引所ウェブサイトにも掲載しております。当社ウェブサイトにて、電子提供措置事項を閲覧できない場合には、以下の東京証券取引所ウェブサイト（上場会社情報サービス）にアクセスの上、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、電子提供措置事項をご確認くださいますようお願い申しあげます。

東京証券取引所ウェブサイト（上場会社情報サービス）
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

なお、当日ご出席願えない場合は、郵送（書面）又はインターネットにより議決権をご行使いただきますようお願い申しあげます。お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、2024年12月18日（水曜日）午後７時までに議決権をご行使いただきますようお願い申しあげます。郵送（書面）又はインターネットによる議決権行使については次頁以降をご確認ください。

敬　具

記

1．日　　時　2024年12月19日（木曜日）午前10時

2．場　　所　東京都渋谷区道玄坂一丁目21番１号
渋谷ソラスタ４階　渋谷ソラスタコンファレンス４D
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3．目的事項

報告事項　1．第24期（2023年10月１日から2024年９月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2．第24期（2023年10月１日から2024年９月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件

第２号議案　監査等委員である取締役１名選任の件

以　上

株主総会終了後、引き続き同会場にて、株主の皆様に当社へのご理解を深めていただくため、事業説明会を開催いたします。
お時間の許す限りご参加くださいますようご案内申しあげます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

◎書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、事業報告、連結計算書類、計算書類の一部について記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

議決権行使のご案内

株主総会にご出席いただけない場合



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限　2024年12月18日（水曜日）午後７時到着分まで



インターネットによる議決権行使

当社の指定する議決権行使ウェブサイト（https://www.web54.net）にアクセスしていただき、画面の案内に従って、賛否をご入力ください。
なお、詳細につきましては、次頁をご参照ください。

行使期限　2024年12月18日（水曜日）午後７時まで

株主総会にご出席いただける場合

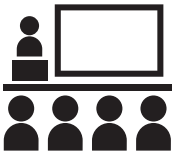

株主総会への出席

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申しあげます。

開催日時　2024年12月19日（木曜日）午前10時

ご注意事項

※書面による議決権行使とインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合は、到着日時を問わずインターネットによるものを有効な議決権行使といたします。
※インターネットによる議決権行使が複数回なされた場合は、最後のものを有効な議決権行使といたします。
※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金等は、株主の皆様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使について

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（https://www.web54.net）にてご利用いただけます。

ご利用に際しては、次に記載する内容をご一読いただき、ご確認の上ご利用いただきますようお願い申しあげます。

なお、インターネットによる議決権行使には、議決権行使書用紙の裏面に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」が必要になります。

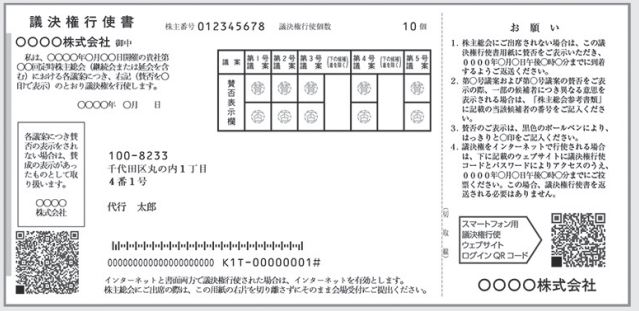

「スマート行使」について



同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取ることにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。
なお、この方法での議決権行使は1回に限ります。

1 WEBサイトへアクセス

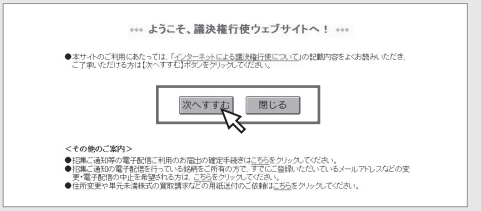

2 ログインする

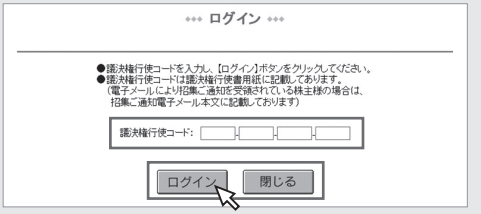

3 パスワードの入力

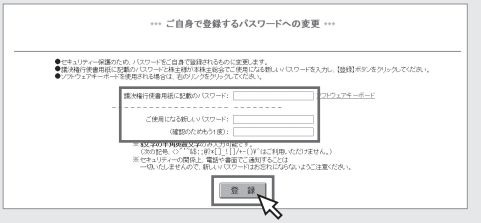

4 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

本サイトでの議決権行使に関するパソコン、スマートフォン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行株式会社　証券代行ウェブサポート専用ダイヤル

0120-652-031（受付時間 9：00～21：00）

事　業　報　告

（2023年10月 1 日から
2024年 9 月30日まで）

1．企業集団の現況

（1）当連結会計年度の事業の状況

①　設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資につきましては、主にソフトウェアや備品の取得を行い、その設備投資総額は112,703千円となりました。

②　資金調達の状況

特筆すべき事項はありません。

（2）重要な親会社及び子会社の状況

①　親会社の状況

該当事項はありません。

②　子会社の状況

会　社　名	資　本　金	当社の議決権比率	主　要　な　事　業　内　容
株式会社ツーファイブ	3,200千円	100%	音響制作、CDの製作販売、レコーディングスタジオの運営、イベントの企画運営等
上海希艾維信息科技有限公司 (CRI Middleware China Co.,Ltd.)	2,000千中国元	70%	中国におけるCRIWAREのライセンス提供、技術サポート

2．会社の現況

（1）株式の状況（2024年９月30日現在）

①　**発行可能株式総数**　14,400,000株
②　**発行済株式の総数**　5,578,150株
③　**株主数**　4,751名

(2) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2024年９月30日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	鈴　木　正　彦	
代表取締役社長	押　見　正　雄	
取　締　役 専務執行役員	櫻　井　敦　史	企画本部長 上海希艾維信息科技有限公司　董事
取　締　役 常務執行役員	田　中　克　己	特命プロジェクト長 株式会社ツーファイブ　取締役 上海希艾維信息科技有限公司　董事長 兼 総経理
取　締　役 常務執行役員	及　川　直　昭	営業本部長 株式会社ツーファイブ　代表取締役 上海希艾維信息科技有限公司　董事
取　締　役	飯　野　　智	株式会社ウィズ・パートナーズ　代表取締役社長CEO アクセリード株式会社　取締役 株式会社ARCALIS　取締役会長 IPガイア株式会社　代表取締役会長 株式会社A-Digital　代表取締役社長 アクセルマーク株式会社　取締役会長
取締役 (常勤監査等委員)	田　中　信　重	
取締役 (監査等委員)	鈴　木　久　和	株式会社タダノ　監査役 株式会社メイクス　監査役
取締役 (監査等委員)	和　藤　誠　治	ＴＭＩ総合法律事務所　パートナー

(注) 1．取締役　飯野智氏、田中信重氏、鈴木久和氏及び和藤誠治氏は、社外取締役であります。
2．取締役　田中信重氏は、長年にわたる生命保険会社勤務経験を通じて、人事労務管理及び監査業務並びに資産運用に関する専門的な知見を有しております。
3．取締役　鈴木久和氏は、長年にわたる上場会社におけるＩＲ・財務の分掌役員の経験を通じて、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4．当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、田中信重氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5．当社は取締役　田中信重氏及び鈴木久和氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、和藤誠治氏についても独立役員として指定する予定であります。

6．当事業年度中の取締役の異動は、以下のとおりです。

・2023年12月21日開催の第23回定時株主総会終結の時をもって、金成壽及氏は取締役（監査等委員）を任期満了により退任いたしました。

・2023年12月21日開催の第23回定時株主総会において、新たに田中信重氏が取締役（監査等委員）に選任され、就任いたしました。

7．当事業年度後の取締役の担当及び重要な兼職の異動は以下のとおりであります。

氏　　名	新	旧	異動年月日
及川 直昭	取締役 常務執行役員 営業本部長兼 グローバル事業開発室長 株式会社ツーファイブ　取締役 上海希艾維信息科技有限公司 董事	取締役 常務執行役員 営業本部長 株式会社ツーファイブ　代表取締役 上海希艾維信息科技有限公司 董事	2024年10月1日

②　取締役の報酬等の額

イ．役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年２月24日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう配慮した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬(金銭報酬)、業績連動報酬により構成し、社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

b. 基本報酬の額または算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

c. 業績連動報酬の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各事業年度の営業利益を業績指標とし、その目標値に対する達成度合いに応じて営業利益計画の10％を上限に、翌年の報酬に上乗せして

支給する。目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて見直しを行うものとする。

d. 基本報酬の額または業績連動報酬の額の割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、決定する。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容の決定について委任をうけるものとし、代表取締役社長は、各取締役の基本報酬の額及び業績連動報酬の額を決定する。取締役会は、役付取締役協議の原案を審議し、上記の委任をうけた代表取締役社長は、取締役会で審議された内容を尊重して決定しなければならないこととする。

ロ．取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2019年12月19日開催の第19回定時株主総会において、年額120,000千円以内(うち社外取締役分は20,000千円以内。使用人分給与は含まない)と決議しております。なお、決議時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は６名（うち社外取締役１名）であります。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2017年12月21日開催の第17回定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議しております。なお、決議時点の監査等委員である取締役は３名であります。

ハ．取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会より一任を受けた代表取締役社長である押見正雄が、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬の額及び業績連動報酬の額を決定しております。これらの権限を委任した理由は、当社の業績等を勘案しつつ各取締役の経営への貢献度等の評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

なお、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

ニ．当事業年度にかかる報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額(千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員の員数(名)
		基本報酬	業績連動報酬	退職慰労金引当額	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	116,021 (－)	113,731 (－)	－ (－)	2,290 (－)	5 (－)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	19,440 (19,440)	19,440 (19,440)	－ (－)	0 (－)	4 (4)
合計 （うち社外役員）	135,461 (19,440)	133,171 (19,440)	－ (－)	2,290 (－)	9 (4)

（注）１．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
２．上記支給人員には無報酬の役員１名は含まれておりません。
３．退職慰労金引当額については、役員退任慰労金内規に基づき引当金を計上しておりましたが、2023年12月21日開催の第23回定時株主総会において役員退職慰労金制度廃止について承認可決され、同日をもって本制度を廃止しております。

株主総会参考書類

第１号議案　　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	鈴木正彦（すずきまさひこ） （1954年５月25日）	1981年４月　コンピューターサービス株式会社［現ＳＣＳＫ株式会社］入社 2000年６月　株式会社ＣＳＫ［現ＳＣＳＫ株式会社］取締役 2002年６月　同社常務取締役 2010年10月　同社専務執行役員 2011年10月　ＳＣＳＫ株式会社 取締役専務執行役員 2016年４月　同社取締役副社長執行役員（ＣＴＯ） 2017年６月　同社副社長執行役員 2019年４月　同社参与（モビリティー事業部門フェロー） 2020年４月　当社顧問 2020年12月　当社取締役会長 2022年11月　当社代表取締役会長 2022年12月　当社代表取締役会長 広報・マーケティング室、グループ情報システム室 管掌 2023年10月　当社代表取締役会長（現任）	1,400株

候補者番号	氏名（ふりがな） (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2	押見 正雄（おしみ まさお） (1963年2月15日)	1987年４月　株式会社ＣＳＫ総合研究所 入社 1997年10月　同社マルチメディア研究室マネージャー 2002年８月　当社へ出向 2003年４月　当社取締役 2007年４月　当社専務取締役 2008年６月　当社代表取締役専務 2013年４月　当社代表取締役社長 第１事業ユニット長、エンターテインメント事業推進室 管掌 2016年10月　当社代表取締役社長 事業開発本部長 2017年10月　当社代表取締役社長 組込み事業推進部、新規事業推進部、エンターテインメント事業開発室 管掌 2018年５月　株式会社ウェブテクノロジ 取締役 2018年10月　当社代表取締役社長 組込み事業部・インターネット事業部・事業開発室 管掌 2019年５月　上海希艾維信息科技有限公司 董事 2019年10月　株式会社ツーファイブ 代表取締役 2020年５月　株式会社アールフォース・エンターテインメント 取締役 2021年10月　当社代表取締役社長 営業本部、事業開発室、グループ情報システム室 管掌 2022年10月　当社代表取締役社長 営業本部、モビリティ事業部、事業開発室、広報・マーケティング室、グループ情報システム室 管掌 2022年12月　当社代表取締役社長 営業本部、モビリティ事業部、事業開発室 管掌 2023年10月　当社代表取締役社長（現任）	410,800株

候補者番号	氏名（ふりがな） (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	櫻井敦史（さくらいあつし） (1974年10月8日)	2000年４月　株式会社ＣＳＫ総合研究所 入社 2002年８月　当社へ出向 2004年７月　当社入社 2013年10月　当社第１事業ユニット副ユニット長 兼 開発統括マネージャー 2015年10月　当社執行役員 研究開発本部長 2018年10月　当社執行役員 エンターテインメント事業本部副本部長 兼 同本部研究開発部長 2018年12月　当社取締役 エンターテインメント事業本部副本部長 兼 同本部研究開発部長 2020年12月　当社取締役 エンターテインメント事業本部長 兼 研究開発部長 2021年10月　当社取締役 開発本部長 兼 第５開発部長 上海希艾維信息科技有限公司 董事（現任） 2022年２月　当社常務取締役 開発本部長 兼 第５開発部長 2022年10月　当社常務取締役 TeleXus事業推進室 管掌 兼 開発本部長 兼 第５開発部長 株式会社アールフォース・エンターテインメント 取締役 2023年10月　当社常務取締役　企画本部長 2023年12月　当社取締役 専務執行役員　企画本部長（現任）	51,400株

候補者番号	氏名（ふりがな） (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4	田中克己（たなかかつみ） (1966年10月21日)	1989年４月　株式会社ＣＳＫ［現ＳＣＳＫ株式会社］入社 1993年10月　株式会社セガ・エンタープライゼス［現株式会社セガ］入社 2001年４月　株式会社アルブレイン 取締役 2008年３月　株式会社ＡＱインタラクティブ 入社 2010年２月　同社執行役員 事業企画部長 2011年10月　株式会社マーベラスＡＱＬ［現株式会社マーベラス］執行役員 デジタルコンテンツ事業部 副事業部長 2013年４月　当社執行役員 コーポレート部門長 2013年12月　当社取締役 コーポレート本部長 2016年10月　当社取締役 コーポレート本部長、事業開発本部 副本部長 兼 広報・ＩＲ室長 2016年12月　当社常務取締役 コーポレート本部長、広報・ＩＲ室長 兼 事業開発本部 副本部長 2018年５月　株式会社ウェブテクノロジ 取締役 2018年10月　当社常務取締役 コーポレート本部長、広報・ＩＲ室長 兼 エンターテインメント事業本部長 2018年12月　当社常務取締役、エンターテインメント事業本部長 兼 経営企画室長 2019年５月　上海希艾維信息科技有限公司 董事長 2019年10月　株式会社ツーファイブ 取締役（現任） 2020年５月　株式会社アールフォース・エンターテインメント 取締役 2020年12月　当社常務取締役 コーポレート本部 管掌 兼 経営企画室長 2023年10月　当社常務取締役　特命プロジェクト長 2023年12月　当社取締役 常務執行役員　特命プロジェクト長（現任） 2024年６月　上海希艾維信息科技有限公司 董事長 兼 総経理（現任）	70,400株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
5	おいかわ　なおあき 及川 直昭 (1976年10月31日)	2000年４月　図書印刷株式会社入社 2003年６月　株式会社ＳＥＧＡ－ＡＭ２入社 2003年６月　当社へ出向 2004年７月　当社入社 2013年10月　当社第１事業ユニット副ユニット長 2014年10月　当社第１事業ユニットユニット長 2015年10月　当社執行役員 事業推進本部長 兼 同本部ゲーム事業推進部長 2017年10月　当社執行役員 エンターテインメント事業本部ゲーム事業推進部長 2018年10月　当社執行役員 エンターテインメント事業本部副本部長 兼 同本部ゲーム事業推進部長 2021年10月　当社執行役員 営業本部長 兼 同本部第１営業部長 兼 同本部広報・マーケティング室長 株式会社ツーファイブ代表取締役 2022年４月　当社執行役員 営業本部長 兼 同本部第３営業部長 兼 同本部広報・マーケティング室長 2022年10月　当社執行役員 営業本部長 上海希艾維信息科技有限公司 董事（現任） 2022年12月　当社取締役　営業本部長 2023年12月　当社取締役　常務執行役員　営業本部長 2024年10月　当社取締役　常務執行役員　営業本部長　兼グローバル事業開発室長（現任） 株式会社ツーファイブ 取締役（現任）	23,500株

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
6	鈴木久和（すずきひさかず） （1954年10月26日）	1977年４月　住友商事株式会社入社 2003年10月　同社 文書総務部長 2008年８月　同社 広報部長 2011年４月　住商情報システム株式会社 常務執行役員 2011年10月　ＳＣＳＫ株式会社 常務執行役員 2012年６月　同社 代表取締役専務執行役員 2016年４月　同社 代表取締役副社長執行役員 2019年10月　株式会社タダノ 顧問 2020年６月　同社 監査役（現任） 2021年12月　当社取締役 監査等委員（現任） 2022年11月　株式会社メイクス 監査役（現任）	0株

（注）１．(1)田中克己氏は、上海希艾維信息科技有限公司董事長を務めており、当社は、上海希艾維信息科技有限公司との間で製品使用許諾等の営業上の取引関係を有しています。
(2)他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．鈴木久和氏は、社外取締役候補者であります。
３．鈴木久和氏は、上場企業において企業経営、コンプライアンス、コーポレートガバナンス、財務及び会計に関する豊富な知識及び経験を有しております。加えて当社での3年間の監査等委員である取締役の実績を踏まえ、当社は、同氏が社外取締役として適任であると判断しその豊富な知識及び経験を活かし、当社において業務執行者から独立した客観的な立場で経営を監督する役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者とするものであります。なお、同氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって、3年となります。
４．当社は、鈴木久和氏との間で会社法第427条第１項の定めに基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としており、鈴木久和氏の選任が承認された場合は、上記責任限定契約を継続する予定であります。
５．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である当社の役員がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補することとしております。本議案が原案どおり承認可決され各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、任期途中に同内容で当該保険契約の更新を予定しております。
６．監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の選任等について、担当役員より取締役の選任案及びその考え方に関する報告を受け、検討した結果、取締役会の構成、各候補者の専門性、経験や実績等を踏まえ、本議案で提案されている取締役候補者について妥当であると判断しております。
７．鈴木久和氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し届け出ており、同氏の選任が承認された場合は、独立役員となる予定であります。

第２号議案　　監査等委員である取締役１名選任の件

監査等委員である鈴木久和氏は、第１号議案のうち同氏の選任議案が承認可決されることを条件として監査等委員でない取締役に就任するため、本総会の終結の時をもって監査等委員である取締役を辞任されますので、その補欠として監査等委員である取締役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本総会にて選任された監査等委員である取締役の任期は、当社定款の定めにより、退任された監査等委員である取締役の任期の満了すべき時までとなります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
田村　奈央子（たむら　なおこ） （1973年8月3日）	1999年10月　中央監査法人入所 2006年５月　公認会計士登録 2007年11月　新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所 2018年１月　田村奈央子公認会計士事務所設立（現任） 2018年５月　税理士登録 2020年６月　米国公認会計士登録 2024年５月　JENESIS株式会社 監査役（現任）	0株

（注）１．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．田村奈央子氏は、社外取締役候補者であります。
３．田村奈央子氏は、長年にわたる公認会計士としての企業会計の豊富な経験からその見識を活かし、当社の経営に対する監督機能の強化に係る有益な助言をいただくことで当社のコーポレート・ガバナンスの向上に貢献していただけると判断し、新たに社外取締役候補者とするものであります。
４．当社は、田村奈央子氏が原案どおり選任された場合には、田村奈央子氏との間で、会社法第427条第１項の定めに基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額です。
５．当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約によって填補することとしております。候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
６．田村奈央子氏が原案どおり選任された場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。

以　上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都渋谷区道玄坂一丁目21番１号　渋谷ソラスタ４階
渋谷ソラスタコンファレンス４D

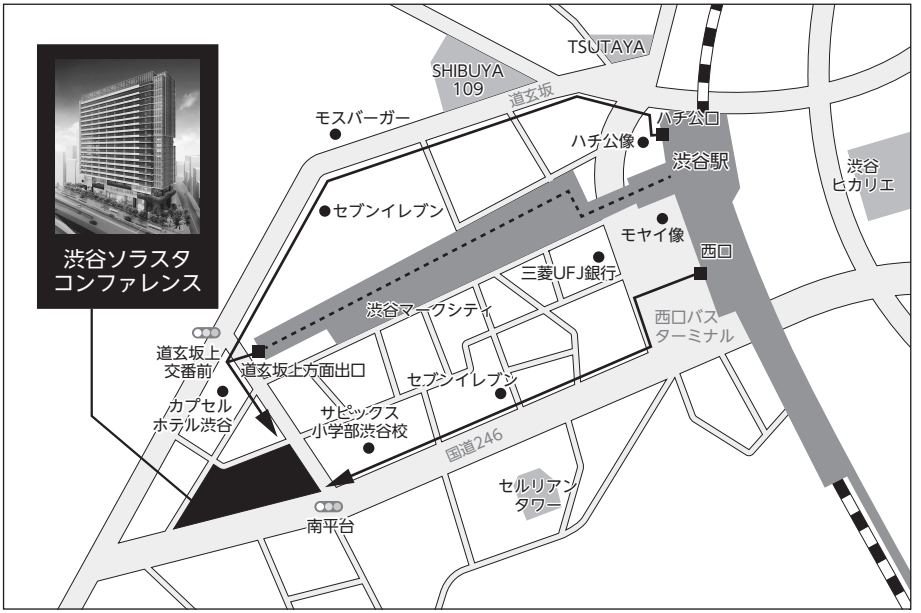

交通：ＪＲ山手線／ＪＲ埼京線／東京メトロ銀座線／東京メトロ半蔵門線／
東京メトロ副都心線／東急東横線／東急田園都市線／京王井の頭線
各線　渋谷駅

ＪＲ渋谷駅「西口」から徒歩６分
ＪＲ渋谷駅「ハチ公口」から徒歩７分
ＪＲ渋谷駅直結渋谷マークシティ４Ｆ「道玄坂上方面出口」から徒歩２分

※駐車場の用意がございませんので、公共の交通機関をご利用くださいますよう
お願い申しあげます。

電子提供措置の開始日2024年11月27日

第24回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
（交付書面省略事項）

（2023年10月１日から2024年９月30日まで）

事業報告
- 企業集団の現況
  - 当連結会計年度の事業の状況
  - 財産及び損益の状況
  - 対処すべき課題
  - 主要な事業内容
  - 主要な事業所
  - 従業員の状況
  - 主要な借入先の状況
  - その他企業集団の現況に関する重要な事項
- 会社の概況
- 株式の状況
  - 大株主
  - その他株式に関する重要な事項
- 新株予約権等の状況
- 会社役員の状況
  - 責任限定契約の内容の概要
  - 役員等賠償責任保険の内容の概要
  - 社外役員に関する事項
- 会計監査人の状況
- 業務の適正を確保するための体制
- 業務の適正を確保するための体制の運用状況
- 会社の支配に関する基本方針
- 剰余金の配当等の決定に関する方針

連結計算書類
- 連結貸借対照表
- 連結損益計算書
- 連結株主資本等変動計算書
- 連結注記表

計算書類
- 貸借対照表
- 損益計算書
- 株主資本等変動計算書
- 個別注記表

監査報告書
- 連結計算書類に係る会計監査報告
- 計算書類に係る会計監査報告
- 監査等委員会の監査報告

株式会社ＣＲＩ・ミドルウェア

1．企業集団の現況

（1）当連結会計年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、一部に弱めの動きもみられるが、海外経済が緩やかな成長を続けるもとで、企業収益は改善し、業況感は良好な水準を維持しており、景気は緩やかに回復しております。

当社グループを取り巻く事業環境については、コロナ禍を契機として普及したテレワークが新たな働き方として定着し、ボイスチャットやWeb会議ツールなどオンラインコミュニケーションツールの活用は常態化しております。また、モビリティ業界においては、SDV（Software Defined Vehicle）の開発が注目を集めており、ゲーム業界でミドルウェアを開発し培ってきた当社の技術と知見が、モビリティ業界におけるSDVの開発に対しても貢献できるものと考えております。

これらの状況下、当社グループは、オンラインコミュニケーションミドルウェア「CRI TeleXus（シーアールアイ　テレクサス）」の開発を行うとともに、モビリティなど今後成長が見込める事業、市場を見据えた研究開発体制を整備し、事業基盤の拡大、グループシナジーの創出に注力いたしました。

当連結会計年度の業績は、売上高3,167,285千円（前期比5.9％増）、営業利益368,358千円（前期比6.8％増）、経常利益383,405千円（前期比1.1％増）、親会社株主に帰属する当期純利益304,468千円（前期比30.9％増）となりました。

セグメント毎の経営成績は、次のとおりであります。

（ゲーム事業）

当社製ミドルウェア「CRIWARE（シーアールアイウェア）」等の国内ライセンス売上は、当期も一括ライセンス売上の計上はあったものの、前期ほどのサイズ感ではなかったため、減少いたしました。また、海外向けは、中国でのライセンスビジネスは復調しつつも、コンテンツ受託ビジネスおよび欧米でのライセンスビジネスが低迷し、減少いたしました。株式会社ツーファイブが行う音響制作は、効果音や楽曲などの制作業務が好調だったことに加え、当下期に大型の音声収録業務を受注したことにより、過去最高の売上・利益を達成いたしました。なお、ゲーム開発/運営の売上は、当分野を担っていた株式会社アールフォース・エンターテインメントの全株式を前期末に譲渡したことによりなくなっており、当セグメント売上は前期に比べ大きく押し下げられております。また、「CRI

TeleXus」への研究開発投資は当セグメントにおいて継続して行っております。当セグメントの売上高は1,676,762千円（前期比15.0％減）、セグメント利益は116,713千円（前期比36.9％減）となりました。

（エンタープライズ事業）

組込み分野の売上は、カラオケ案件を継続して受注したことやセガ フェイブ社のePICOシステム開発を受注したこと等により、増加いたしました。モビリティ分野の売上は、車載サウンドソリューション「CRI ADX Automotive」および車載メーターグラフィックソリューション「CRI Glassco」のライセンス収入増により、増加いたしました。クラウドソリューション分野の売上は、ポールトゥウィン社など複数の顧客より受注した大型のシステム開発案件が好調に推移したことにより、増加いたしました。当セグメントの売上高は1,490,523千円（前期比46.2％増）、セグメント利益は251,645千円（前期比57.4％増）となりました。

（2）財産及び損益の状況

区　　分	第 21 期 (2021年９月期)	第 22 期 (2022年９月期)	第 23 期 (2023年９月期)	第 24 期 (当連結会計年度) (2024 年 ９ 月 期)
売上高（千円）	2,892,550	2,840,897	2,990,991	3,167,285
経常利益（千円）	335,728	138,506	379,259	383,405
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）（千円）	199,702	△339,600	232,583	304,468
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）（円）	36.71	△62.23	43.77	58.27
総資産（千円）	5,532,311	5,016,660	5,159,044	5,360,200
純資産（千円）	3,961,729	3,536,213	3,550,469	3,768,063
１株当たり純資産（円）	720.58	641.16	672.43	714.22

（注）１．１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）は期中平均発行済株式総数により算出しております。

２．「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年３月31日）等を第22期の期首から適用しており、第22期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の金額となっております。

(3) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、技術革新のスピードが速く、最新のトレンドが目まぐるしく変化する厳しい環境です。また、海外の経済・物価動向、資源価格の動向、企業の賃金・価格設定行動など、わが国経済・物価を巡る不確実性は引き続き高く、金融・為替市場の動向やそのわが国経済・物価への影響を、十分注視する必要がある状況が続いております。

このような環境の中、当社グループは、ゲーム事業で得られた技術やノウハウ、知見、資金を、エンタープライズ事業の研究開発や営業強化に投下することで、事業領域を拡げ、グループ全体で飛躍的な成長をめざします。また、オンラインコミュニケーションミドルウェア「CRI TeleXus（シーアールアイ　テレクサス)」への技術開発投資を継続するとともに、リアルタイム処理技術、動画・静止画に係る技術を集約した新製品の研究開発投資を新たに行います。

セグメント別には、次の課題に取り組みます。

① ゲーム事業

国内向けは、新製品となるネットワーク動画再生ミドルウェア「CRI Clovis」の拡販に注力するとともに、他社製品との連携効果による採用増を目論見ます。また、CRIWAREユーザー拡大に向けて、インディーゲームイベントへの協賛・出展や専門学校での特別講義などを積極的に行い、業界内コミュニティの形成や認知度向上にも引き続き注力いたします。また、「CRI TeleXus」への技術開発投資を継続するとともに、採用実績の積み上げに注力いたします。

海外向けは、中国市場および欧米市場ともに映像製品を中心に拡販を強化するとともに、主要市場に対し販売代理店網を構築し、CRIWAREの拡大をめざします。

② エンタープライズ事業

組込み分野につきましては、引き続きカラオケ案件において当社担当領域を拡大し受注増をめざすとともに、新製品となるフルデジタルオーディオソリューション「CRI SOLIDAS」の拡販に努めます。また、「CRI TeleXus」の非ゲーム市場での採用獲得に注力いたします。

モビリティ分野につきましては、既に実績を積み上げている車載サウンドソリューション「CRI ADX Automotive」に加え、新製品となる車載メーターグラフィックソリューション「CRI Glassco」の採用台数増に向け、営業活動を強化いたします。

クラウドソリューション分野につきましては、戦略的な許諾シフトを行うべく、受託業務の受注量を調整するとともに、2026年9月期でのリリースをめざし、リアルタイム処理技術、動画・静止画に係る技術を集約した新製品の研究開発投資を開始いたします。

(4) 主要な事業内容（2024年９月30日現在）

当社グループは、「ゲーム」及び「エンタープライズ」の２事業を主要な事業としております。

① ゲーム事業

主にゲーム業界向けに、ゲーム開発をスムーズかつ効率的に行うための音声・映像関連ミドルウェアの提供や、画像最適化ソリューションの提供、音響制作等を行っております。

② エンタープライズ事業

ゲーム事業で培った音声・映像関連の技術を活かし、主にゲーム業界以外の業界向けに、音声・映像関連ミドルウェアやソリューションの提供、関連する受託開発等を行っております。特に、モビリティ分野や、カラオケ機器、家電・IoT機器などの組込み分野、Web動画や静止画等に係る技術を取り扱うクラウドソリューション分野に注力しております。

(5) 主要な事業所（2024年９月30日現在）

① 当社

名　　称	所　在　地
本　　社	東京都渋谷区桜丘町20番１号

② 子会社

名　　称	所　在　地
株式会社ツーファイブ	東京都渋谷区桜丘町20番１号
上海希艾維信息科技有限公司 (CRI Middleware China Co., Ltd.)	中華人民共和国上海市

(6) 従業員の状況（2024年９月30日現在）

①企業集団の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
170名	＋9名	39.7歳	7.7年

（注）1．従業員数は就業人員であります。

②当社の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
152名	＋14名	39.4歳	6.7年

（注）1．従業員数は就業人員であります。

(7) 主要な借入先の状況（2024年９月30日現在）

該当事項はありません。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社の現況

（1）株式の状況（2024年９月30日現在）

①　大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社セガ	640,000株	12.25%
ＣＲＩ・ミドルウェア従業員持株会	422,000株	8.08%
押見正雄	410,800株	7.86%
古川憲司	194,300株	3.72%
松下操	141,800株	2.71%
鈴木久司	120,000株	2.30%
平崎泰司	100,000株	1.91%
長谷川聡	90,300株	1.73%
田中克己	70,400株	1.35%
岩井政佳	55,200株	1.06%

（注）持株比率は、自己株式（352,977株）を控除して計算しております。

②　その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第５回新株予約権
発行決議日		2018年１月18日
新株予約権の数		2,662個
新株予約権の目的である株式の種類と数		普通株式 266,200株 (新株予約権 １個につき　100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権１個当たり2,800円とする。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権 １個当たり　202,900円 （１株当たり　2,029円)
権利行使期間		2020年12月１日から 2026年２月14日まで
行使の条件		(注)
役員の保有状況 (社外取締役を除く)	取締役（監査等委員を除く）	新株予約権の数　1,600個 目的となる株式数　160,000株 保有者数　4名
	取締役（監査等委員）	－

（注）イ　新株予約権者は、当社が金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された2020年９月期（2019年10月１日から2020年９月30日まで）または2021年９月期（2020年10月１日から2021年９月30日まで）の連結損益計算書における営業利益の額のいずれかが445百万円を超過した場合に限り、新株予約権者に割り当てられた新株予約権を行使することができる。ただし、当社の連結範囲に変動があり、当社において作成される損益計算書が個別損益計算書のみとなった場合は、上記「連結損益計算書」は「個別損益計算書」と読みかえるものとする。

ロ　新株予約権者は、当社または当社子会社を退任または退職した場合には、未行使の新株予約権を行使できなくなるものとする。ただし、新株予約権者が当社または当社子会社側の都合による退職により権利行使資格を喪失した場合で、当社が諸般の事情を考慮の上、当該新株予約権者による新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該新株予約権者は、権利行使資格喪失の日より１年間経過する日と新株予約権の権利行使期間満了日のいずれか早い方の日が到来するまでに限り、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであった新株予約権を行使することができる。

ハ　新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

ニ　１個の新株予約権の一部行使は認めない。

②　当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③　その他新株予約権等の状況

2020年12月24日開催の取締役会決議に基づき発行した、第４回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権

券面総額または振替社債の総額	1,000,000,000円
各社債の金額	25,000,000円の１種
発行価額の総額	1,000,000,000円
発行価格	額面100円につき金100円 ただし、本転換社債型新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
利率（%）	本社債には利息を付さない。
利払日	該当事項なし。
利息支払の方法	該当事項なし。
償還期限	2025年12月25日

償還の方法	1．償還金額 額面100円につき金100円。ただし、繰上償還する場合は本欄２．(2) 乃至 (4) に定める金額による。 2．償還の方法及び期限 (1) 本社債は、2025年12月26日（以下「償還期限」という。）にその総額を償還する。 (2) 当社は、2022年１月12日以降、2025年12月25日までの期間、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者（以下「本社債権者」という。）に対して、償還すべき日（償還期限より前の日とする。）の１ヶ月以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、以下に記載の割合を残存する本新株予約権付社債の全部または一部の額面金額に乗じた金額で繰上償還することができる。 ①2022年１月12日から2023年１月11日までの期間：101.5% ②2023年１月12日から2024年１月11日までの期間：103.0% ③2024年１月12日から2025年12月25日までの期間：104.5% (3) 本社債権者は、2024年１月１日以降、その選択により、償還すべき日（償還期限より前の日とする。）の１ヶ月前までに事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、残存する本新株予約権付社債の全部または一部を額面金額で繰上償還することを、当社に請求する権利を有する。 (4) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 3．償還元金の支払場所 株式会社ＣＲＩ・ミドルウェア　経理・財務部 東京都渋谷区桜丘町20番１号　渋谷インフォスタワー11階
新株予約権に関する事項	新株予約権の目的となる株式の種類　普通株式 発行する新株予約権の総数　40個 転換価額　１株当たり2,327円 行使期間　2021年１月12日から2025年12月25日まで
募集の方法	第三者割当の方法により、全部を次の者に割り当てる。 ウィズAIoTエボリューションファンド投資事業有限責任組合
払込期日	2021年１月12日 本転換社債型新株予約権の割当日も同日とする。
担保	本新株予約権付社債には物上担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約（担保提供制限）	当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債の発行後に当社が今後国内で発行する他の転換社債型新株予約権付社債（会社法（平成17年法律第86号、その後の改正を含む。）第２条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第１項第３号の規定に基づき、新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資の目的とすることが新株予約権の内容とされたものをいう。）に担保付社債信託法（明治38年法律第52号、その後の改正を含む。）に基づき担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも同法に基づき同順位の担保権を設定する。当社が、本新株予約権付社債のために担保権を設定する場合には、当社は、直ちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第４項の規定に準じて公告する。
財務上の特約（その他の条項）	本新株予約権付社債には担保付切換条項等その他一切の財務上の特約は付されていない。

(3) 会社役員の状況

① 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役（監査等委員である取締役を含む。）飯野智氏、鈴木久和氏、和藤誠治氏及び田中信重氏との間で会社法第427条第１項に基づき会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

② 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社取締役及び執行役員、子会社の役員を被保険者とした、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の概要は、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求された場合の、法律上の損害賠償金及び争訟費用を補償するものです。ただし、被保険者が違法に利益または便宜を得たこと及び、犯罪行為、不正行為、詐欺行為または法令、規則または取締法規に違反することを認識しながら行った行為等、免責事項に該当する場合は補償の対象外としております。

③ 社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・社外取締役飯野智氏は、株式会社ウィズ・パートナーズの代表取締役社長ＣＥＯ、アクセリード株式会社の取締役、株式会社ＡＲＣＡＬＩＳの取締役会長、IPガイア株式会社の代表取締役会長、株式会社Ａ－Ｄｉｇｉｔａｌの代表取締役社長、及びアクセルマーク株式会社の取締役会長であります。当社は株式会社ウィズ・パートナーズが業務執行組合員であるウィズAIoTエボリューションファンド投資事業有限責任組合に対し、無担保転換社債型新株予約権付社債の割り当てを行っております。また、株式会社Ａ－Ｄｉｇｉｔａｌと営業上の取引がありますが、金額は僅少であります。なお、当社とその他の兼職先との間には特別の関係はありません。

・社外取締役（監査等委員）鈴木久和氏は、株式会社タダノの監査役、株式会社メイクスの監査役であります。なお、当社と兼職先の間には特別の関係はありません。

・社外取締役（監査等委員）和藤誠治氏は、ＴＭＩ総合法律事務所のパートナーであります。当社はＴＭＩ総合法律事務所と顧問契約を結んでおりますが、金額は僅少であります。

ロ．当事業年度における主な活動状況

氏　　名	職　　位	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
飯　野　　智	取締役	当事業年度全13回中12回の取締役会に出席し、ベンチャー企業育成の経験と海外展開や新規事業開発に関する幅広い見識から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。その他、業務執行者から独立した客観的な立場で経営を監督する等のため、取締役会外での打合わせ、意見交換等を行っております。
田　中　信　重	取締役 (常勤監査等委員)	社外取締役就任後に開催された全10回すべての取締役会及び全１０回すべての監査等委員会に出席し、人事労務管理及び監査業務並びに資産運用に関する専門的な知見をふまえ、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。その他、業務執行者から独立した客観的な立場で経営を監督する等のため、取締役会及び監査等委員会外での打合わせ、意見交換等を行っております。
鈴　木　久　和	取締役 (監査等委員)	当事業年度全13回すべての取締役会及び全13回すべての監査等委員会に出席し、企業経営、コンプライアンス、コーポレートガバナンス、財務及び会計に関する豊富な知識経験をふまえ、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。その他、業務執行者から独立した客観的な立場で経営を監督する等のため、取締役会及び監査等委員会外での打合わせ、意見交換等を行っております。
和　藤　誠　治	取締役 (監査等委員)	当事業年度全13回すべての取締役会及び全13回すべての監査等委員会に出席し、M&A、コーポレートガバナンス、エクイティファイナンス、内部統制システム等に関する主に弁護士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。その他、業務執行者から独立した客観的な立場で経営を監督する等のため、取締役会及び監査等委員会外での打合わせ、意見交換等を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① **名称**　PwC Japan有限責任監査法人

（注）PwC京都監査法人は2023年12月１日付でPwCあらた有限責任監査法人と合併し、名称をPwC Japan有限責任監査法人に変更しております。

② **報酬等の額**

	報　酬　等　の　額
公認会計士法第２条第１項の業務（監査証明業務）に係る報酬等の額	26,000千円
公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務に係る報酬等の額	―千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26,000千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ **会計監査人の解任または不再任の決定の方針**

監査等委員会は、会計監査人が監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、その職務の遂行に重大な支障が生じ、改善の見込みがないと判断した場合、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的である事項とする方針であります。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める事項に該当し、改善の見込みがないと判断した場合、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任する方針であります。

④ **責任限定契約の内容の概要**

当社定款第38条において、会社法第427条第１項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨定めておりますが、当社と会計監査人とは責任限定契約を締結しておりません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、業務の適正を確保するための体制として、「内部統制システムに関する基本方針」を定めており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。

内部統制システムの概要は以下のとおりであります。なお、2024年10月10日開催の取締役会において基本方針の改定を決議しており、当該改定を反映した内容を記載しております。

① 当社の取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について

・当社の取締役、執行役員及び社員は、会社法その他の法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとることとし、社会的責任を全うすべく、適正な職務執行にあたります。

・当社は、取締役会の監督機能の維持・向上のため、社外取締役を継続して選任しております。

・当社は、業務執行機能分離のため、執行役員制度を採用しております。執行役員は取締役会において選任され、代表取締役がその業務執行を統括しております。

・当社取締役会は、取締役会規程に基づいて運営され、取締役間の意思疎通を図るとともに業務執行を監督しております。

・監査等委員会は、全員が社外取締役である監査等委員から組織され、独立した立場から内部統制システムの整備、運用状況、取締役（監査等委員を除く）及び執行役員の職務の執行について監査等委員会規程に従い、適法性・妥当性監査を実施しております。また、監査等委員会の職務の実効性を高めるため、常勤の監査等委員である取締役を1名以上置く方針としております。

・当社は、内部統制システムを整備するため、代表取締役直轄の内部監査グループを設置しております。内部監査グループは、内部監査規程に基づき監査実施項目及び方法を検討し、立案した計画に基づいた監査を実施しております。また、監査結果について被監査部門へ報告及び適切な指導をするとともに、代表取締役及び監査等委員会へ定期的に報告しております。

・当社は、法令等遵守に関する規程の整備を行い、取締役、執行役員及び社員の法令遵守意識の維持・向上を図っております。また、コンプライアンスに関する教育・研修を定期的に実施しております。

② **当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について**

・当社は、取締役会その他の重要な会議の意思決定に係る情報及び稟議書等、その職務執行に係る情報の保存及び管理については、文書管理規程等の社内規則を定め、情報の適切な記録管理体制を整備しております。

③ **当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制について**

・当社は、リスク事象の認識と適切な対応策の検討・整備を行うため、代表取締役が指名した者を委員長とするリスク管理委員会を設置しております。リスク管理委員会は、当社に関わるリスクを収集・評価し、その結果を経営会議へ定期的に報告しております。

・情報システム管理及び個人情報保護に係る関連規程を制定し、当社の事業活動における機密情報及び個人情報等の情報資産の管理徹底と適切な保護を行い、また、研修及び啓発の実施等を通じて、その重要性及び取扱方法の浸透・徹底を図っております。

・監査等委員会及び内部監査グループの監査により、法令または定款に違反する事項、あるいはその他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合は、代表取締役へ直ちに報告することとしております。

④ **当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について**

・当社の取締役会は、毎月1回定時に開催するほか、緊急を要する場合には臨時に開催し、経営全般の意思決定機関として機動的に運営しております。

・経営上の重要事項に関する代表取締役の諮問機関として経営会議を、また、特定の経営課題に関する諮問機関として各種委員会を設置しております。

・取締役の効率的な職務の遂行を可能とするために、執行役員制度を採用し、業務執行の責任と権限を明確にしております。

・業務執行の監督については、重要な事項は当社の定める取締役会規程、職務分掌規程、及び職務権限基準表に基づき取締役会または経営会議に付議することとしております。また、その際には議題に関する十分な資料が全出席者に配付され、経営判断の原則に基づき充実した議論が行われる体制をとっております。

・業務を効率的に行うために、業務システムの合理化やＩＴ化を推進するほか、情報セキュリティ基本方針、情報システム管理規程等の社内規則に基づき、総合的な情報の運用・管理を徹底しております。

⑤ **当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制について**

・子会社の取締役及び社員は、会社法その他の法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとることとし、社会的責任を全うすべく、適正な職務執行にあたります。

・子会社は、取締役会その他の重要な会議の意思決定に係る情報及び稟議書等、その職務執行に係る情報の保存及び管理については、文書管理規程等の社内規則を定め、情報の適切な記録管理体制を整備しております。
・子会社は、情報システム管理及び個人情報保護に係る関連規程を制定し、当社の事業活動における機密情報及び個人情報等の情報資産の管理徹底と適切な保護を行い、また、研修及び啓発の実施等を通じて、その重要性及び取扱方法の浸透・徹底を図っております。
・当社は、当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するため、関係会社管理規程に基づき、経営企画部が主管部門として子会社の状況に応じて必要な管理を行っております。
・当社は、子会社に対して経営理念の共有を図るとともに、子会社の業務執行の重要事項は、当社の決裁事項または当社への報告事項としております。
・子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報については、子会社の取締役より毎月当社へ報告を受け、必要に応じ、取締役会または経営会議にて審議を行っております。各社の財産ならびに損益に多大な影響を及ぼすと判断する重要案件については、当社取締役会の承認を受けるものとしております。
・当社監査等委員会は、監査等委員会規程に基づき、独立した立場から子会社の内部統制システムの整備、運用状況等についての監査を定期的に実施しております。
・当社内部監査グループは、内部監査規程及び関係会社管理規程に基づく監査を定期的に実施しております。
・子会社に対する監査等委員会及び内部監査グループの監査により、法令または定款に違反する事項、あるいはその他の事由に基づき問題が生じる可能性のある事項が発見された場合は、当社の代表取締役へ直ちに報告し、子会社に対して指導または勧告を行う体制としております。
・当社は、上記の体制を通じて、当社グループ全体の経営状況を把握し、業務の適正の確保、リスク管理を徹底しております。

⑥ 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合における当該社員に関する事項、その社員の監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項及び監査等委員会の職務を補助すべき社員に対する指示の実効性の確保に関する事項について

・監査等委員会の職務を補助する社員の独立性を確保するため、その社員の人事及び独立

性、実効性については、監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役にて意見交換を行い、適切に対応するものとしております。

⑦ 当社の監査等委員会への報告に関する体制について

・当社及び子会社の取締役、執行役員及び社員等は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、内部通報制度運用規程に基づき、直ちに監査等委員会に報告する体制をとっております。

・監査等委員である取締役は、重要な意思決定のプロセス及び業務の執行状況を把握するため、取締役会に出席するほか、必要に応じてその他の重要な会議に出席するとともに、業務執行に関する稟議書等の重要な文書を閲覧し、監査等委員でない取締役、執行役員及び社員にその説明を求めることとしております。

・当社及び子会社の取締役、執行役員及び社員等は、監査等委員会が報告を要請した事項については、速やかに報告を行っております。

⑧ 内部通報をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制について

・内部通報制度運用規程において、当該報告をしたことを理由として不利な取扱を行うことを禁止し、その保護を図っております。

⑨ 当社の監査等委員会の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項について

・監査等委員である取締役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等を請求した場合は、当該監査等委員である取締役の職務に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用の前払い等の処理をするものとしております。

⑩ その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制について

・当社取締役、執行役員及び社員は、監査等委員会の監査に対する理解を深め、監査等委員会の監査の環境を整備するよう努めております。

・当社代表取締役は、監査等委員会が内部監査グループとの適切な意思疎通及び効果的な監査業務を実施するための体制を構築しております。また、監査等委員会の職務の実効性を高めるため、常勤の監査等委員を1名以上設置する方針としております。

・監査等委員である取締役は、経営会議その他の重要な会議へ出席するとともに、内部監査グループ及び各関係部門、子会社の責任者等から適時、適切に情報提供を受けることによって、監査等委員会の監査の実効性を確保することとしております。

・監査等委員会は、毎月1回定時に定例委員会を開催するほか、必要に応じ臨時に開催し、決議、協議、報告及び情報交換を行うとともに、内部監査グループから監査結果の報告を、また、会計監査人から会計監査に関する報告を受け、意見交換を行っております。

⑪　反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況について

・当社は、反社会的勢力に対して、反社会的勢力排除規程に基づき、以下のとおり対応を行っております。

イ．反社会的勢力を排除するための社内体制の整備、外部専門機関との連携を行っております。

ロ．反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応を統括する部署を整備し、当該部署が情報の一元管理・蓄積、遮断のための取組支援、研修活動の実施、対応マニュアルの整備、外部専門機関との連係等を行っております。

ハ．取引先と締結する契約書または覚書に反社会的勢力排除条項を含めております。

ニ．取引先の審査等を行うとともに、暴力追放運動推進センターや他企業等の情報を活用しております。

⑫　財務報告の信頼性を確保するための体制について

・当社は、財務報告の信頼性を確保するための体制を構築し、定期的に整備・運用状況を評価し、維持、改善に努めております。

・金融商品取引法及び関係法令との適合性を確保しております。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

・取締役会は、当事業年度において13回開催され、経営全般の意思決定機関として機動的に運営しております。また、経営上の重要事項に関する代表取締役の諮問機関として、6名の執行役員等から構成される経営会議を、また、特定の経営課題に関する諮問機関として各種委員会を設置しております。

・監査等委員会は、当事業年度において13回開催され、独立した立場から取締役の職務執行の監査等を行っております。また、監査等委員会の職務の実効性を高めるため、常勤の監査等委員である取締役を1名設置しております。監査等委員である取締役は、経営会議その他の重要な会議へ出席するとともに、当社取締役、執行役員、内部監査グループ、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。

・内部監査グループは、計画に基づいた内部監査を実施し、監査結果について被監査部門

へ報告及び適切な指導をするとともに、代表取締役及び監査等委員会へ定期的に報告しております。

(7) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(8) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、事業拡大と企業価値の向上が株主の皆様に対する最大の利益還元につながると考えております。配当につきましては、成長投資と株主還元のバランスを総合的に勘案の上、連結配当性向30％を目安に決定いたします。

なお、剰余金の配当を行う場合、期末配当の年１回を基本的な方針としております。

また、会社法第459条第１項の規定に基づき、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議をもって剰余金の配当を行うことができる旨及び期末配当の基準日を毎年９月30日、中間配当の基準日を毎年３月31日とする旨を定款で定めております。

当該方針に基づき、当連結会計年度の期末配当につきましては、業績・財務状況を総合的に判断した結果、１株当たり20円とさせていただきました。

連結貸借対照表

(2024年9月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,484,379	流動負債	391,021
現金及び預金	3,626,399	買掛金	73,817
売掛金及び契約資産	766,910	未払法人税等	89,053
商品	3,938	その他	228,150
仕掛品	18,677	固定負債	1,201,115
その他	70,829	転換社債型新株予約権付社債	1,000,000
貸倒引当金	△2,375	退職給付に係る負債	143,416
固定資産	875,820	その他	57,698
有形固定資産	149,908	負債合計	1,592,136
建物及び構築物	117,298	(純資産の部)	
工具、器具及び備品	32,610	株主資本	3,719,680
無形固定資産	376,971	資本金	784,904
ソフトウェア	376,417	資本剰余金	825,083
のれん	554	利益剰余金	2,492,477
投資その他の資産	348,940	自己株式	△382,784
投資有価証券	139,075	その他の包括利益累計額	12,262
繰延税金資産	73,949	為替換算調整勘定	12,262
その他	135,916	新株予約権	7,453
		非支配株主持分	28,666
		純資産合計	3,768,063
資産合計	5,360,200	負債純資産合計	5,360,200

連結損益計算書

（2023年10月１日から
2024年９月30日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		3,167,285
売上原価		1,450,142
売上総利益		1,717,142
販売費及び一般管理費		1,348,783
営業利益		368,358
営業外収益		
受取利息	1,866	
受取配当金	7,846	
補助金収入	2,207	
その他	6,020	17,942
営業外費用		
為替差損	1,680	
固定資産除却損	1,214	2,895
経常利益		383,405
税金等調整前当期純利益		383,405
法人税、住民税及び事業税	79,454	
法人税等調整額	5,590	85,044
当期純利益		298,360
非支配株主に帰属する当期純損失（△）		△6,108
親会社株主に帰属する当期純利益		304,468

連結株主資本等変動計算書

（2023年10月 1 日から 2024年 9 月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	784,904	825,290	2,266,378	△383,396	3,493,177
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	△78,370	—	△78,370
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	304,468	—	304,468
自己株式の処分	—	△207	—	611	404
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	△207	226,098	611	226,503
当期末残高	784,904	825,083	2,492,477	△382,784	3,719,680

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	20,067	20,067	7,543	29,680	3,550,469
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	—	—	△78,370
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	304,468
自己株式の処分	—	—	—	—	404
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△7,805	△7,805	△89	△1,013	△8,908
当期変動額合計	△7,805	△7,805	△89	△1,013	217,594
当期末残高	12,262	12,262	7,453	28,666	3,768,063

連結注記表

1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

（1）連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

・連結子会社の数　　3社（前連結会計年度　3社）

・主要な連結子会社の名称　株式会社ツーファイブ

上海希艾維信息科技有限公司

（2）持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

（3）連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会社名	決算日
上海希艾維信息科技有限公司	12月31日

連結計算書類の作成にあたっては、次のとおりであります。

上海希艾維信息科技有限公司については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

（4）会計方針に関する事項

①　重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．有価証券

（イ）満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

（ロ）その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ．棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品、仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産

当社グループは定率法を採用しております。ただし、2016年４月以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。また、在外子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物　　８年～18年

工具、器具及び備品　４年～15年

ロ．無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、市場販売目的のソフトウェアについては見込販売収益に基づく償却額と見込販売可能期間（３～５年）に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上する方法を採用しております。また、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（３～５年）に基づいております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退任慰労金内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しておりましたが、役員退職慰労金制度を廃止することとし、2023年12月21日開催の定時株主総会において役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給案が承認可決されました。これにより、「役員退職慰労引当金」を全額取崩し、打ち切り支給額の未払い分57,698千円については、固定負債の「その他」に含めて表示しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当連結会計年度末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。また、国内の連結子会社は、確定拠出型の制度として中小企業退職金共済制度を採用しております。

⑤　重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ．ライセンスの供与

当社グループでは、主に音声・映像分野に特化したミドルウェア/ツール等のソフトウェアについて許諾販売を行っております。顧客に提供したソフトウェアのライセンスが、ライセンス供与期間にわたり知的財産へアクセスする権利である場合は、契約期間にわたり収益を認識し、ライセンスが供与される時点の知的財産を使用する権利である場合は、一時点で収益を認識しております。

また、売上高に基づくロイヤリティに係る収益は契約相手先の売上等を算定基礎として測定し、その発生時点を考慮して履行義務の充足を判断し、顧客からの売上報告書の受領時点で収益を認識しております。

ロ．受注制作のソフトウェア

当社グループでは、ゲーム事業における音響制作及びエンタープライズ事業における受注制作のソフトウェア開発を行っております。これらソフトウェアの受注制作については、契約に基づく開発作業を進めるにつれ顧客に対する履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積り方法は、プロジェクトの総見積原価に対する連結会計年度末までの発生原価の割合（原価比例法）によって算定しております。なお、進捗度を合理的に見積もることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれるものについては、原価回収基準により収益を認識しております。また、契約における開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い案件については、顧客による検収時点で収益を認識しております。

⑥　重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

⑦　のれんの償却方法及び償却期間

５年間の定額法により償却しております。

２．会計方針の変更に関する注記

該当する事項はありません。

3．会計上の見積りに関する注記

（1）繰延税金資産

当社グループは、2024年９月30日現在、連結貸借対照表上、繰延税金資産を73,949千円計上しており、そのうち、当社は繰延税金資産を73,292千円計上しております。当社グループでは、繰延税金資産の回収可能性について毎期検討を行っております。当社グループの繰延税金資産の回収可能額は、将来の課税所得の予測に大きく依存しておりますが、課税所得の予測は将来の事業環境や当社の事業活動の推移、その他の要因により変化します。

当連結会計年度末における繰延税金資産の回収可能性の検討においては、過去３年および当連結会計年度の経営成績において、企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」に定められた要件に基づき当社および連結子会社を分類しております。その上で、当社は臨時的な原因により生じたものを除いた課税所得が安定的に生じており、かつ、当連結会計年度末において近い将来に著しい変化が見込まれないこと等から、スケジューリングされた一時差異による繰延税金資産を全額回収可能と見積り、繰延税金資産を計上しております。

前述の判断を行うにあたって当連結会計年度末において、当社は近い将来に経営環境に著しい変化が見込まれるかどうか事業計画に基づき判断しています。事業計画で使用された主要な仮定は法令、市場環境やその他の競争環境の変化の有無等であります。当該仮定に変化が生じた場合には、繰延税金資産の回収額の見積りが減少し、その結果繰延税金資産の取崩しが発生する可能性があります。

（2）市場価格のない株式等の評価について

当社グループは、2024年９月30日現在、連結貸借対照表上、投資有価証券139,075千円を計上し、このうち、市場価格のない株式等として40,000千円を計上しています。当社グループは、市場価格のない株式等の評価については、実質価額が取得価額と比べ、50％超下落した時は、実行可能であった合理的な事業計画があり回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、実質価額まで減損処理する方針としています。なお、実質価額の算定にあたっては、一株当たりの純資産を基礎として、取得時に認識した超過収益力等の評価について、事業計画の進捗等を確認した結果、当初の価値が維持されていると判断した場合はこれを加味して算定しております。以上の方針に従い、当該株式の取得時に認識した超過収益力等の評価について、事業計画の進捗等を確認した結果、当初の価値が維持されていると判断し、実質価額に著しい低下は認められないことから減損損失は計上しておりません。当該株式の評価に用いた事業計画には、将来の売上見込み等について経営者による仮定が含まれます。これらの仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、将来の不確実性を伴うため、見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

4．追加情報

該当事項はありません。

5．連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　96,687千円

6．連結株主資本等変動計算書に関する注記

（1）当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式　5,578,150株

	当連結会計年度期首株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	5,578,150	—	—	5,578,150
合計	5,578,150	—	—	5,578,150

（2）当連結会計年度の末日における自己株式の種類及び総数

普通株式　352,977株

	当連結会計年度期首株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末株式数（株）
自己株式	353,477	—	500	352,977
合計	353,477	—	500	352,977

（注）自己株式の処分により自己株式数が500株減少しております。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

配当の原資	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
利益剰余金	78,370	15	2023年9月30日	2023年12月7日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2024年11月7日開催の取締役会において、普通株式の配当に関する事項を次のとおり決議しております。

配当の原資	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
利益剰余金	104,503	20	2024年9月30日	2024年12月5日

(4) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　695,937株

7．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資産運用規程に基づき、一時的な余資は主に安全性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。連結子会社についても、同様の方針です。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建の営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、満期保有目的の債券とその他有価証券です。投資有価証券のうち満期保有目的の債券は、格付けの高い債券を対象としており、また、その他有価証券は業務上の関係を有する企業の株式であり、非上場株式のため業績の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金等は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日でありますが、一部外貨建のものについては、為替の変動リスクに晒されております。

新株予約権付社債は、資本・業務提携、M&Aに要する投資資金として発行しております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ．信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について管理本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、同様の管理を行っております。

ロ．市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

満期保有目的の債券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、市況や取引先との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

ハ．資金調達に係る流動性リスク

当社は各部署からの報告に基づき、管理本部が適時に入出金見込を管理するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。連結子会社についても、同様の管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は含まれておりません。((注) 参照)

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 売掛金及び契約資産	766,910	766,910	—
(2) 投資有価証券			
満期保有目的の債券	99,075	92,650	△6,425
資産計	865,985	859,560	△6,425
(1) 買掛金	73,817	73,817	—
(2) 未払法人税等	89,053	89,053	—
(3) 転換社債型新株予約権付社債	1,000,000	1,000,000	—
負債計	1,162,871	1,162,871	—

（注）市場価格のない株式等

（単位：千円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	40,000

非上場株式については、市場価格がないことから、上表及び「(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」に記載した表には含まれておりません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に 係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
売掛金及び契約資産	—	766,910	—	766,910
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	92,650	—	—	92,650
資産計	92,650	766,910	—	859,560
買掛金	—	73,817	—	73,817
未払法人税等	—	89,053	—	89,053
転換社債型新株予約権付社債	—	1,000,000	—	1,000,000
負債計	—	1,162,871	—	1,162,871

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

売掛金及び契約資産

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

投資有価証券

社債は相場価格を用いて評価しております。社債は活発な市場で取引されているため、レベル１の時価に分類しております。

買掛金、未払法人税等

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

転換社債型新株予約権付社債

元利金の合計額（利率ゼロ）を、同様の社債発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

(4) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	3,626,399	—	—	—
売掛金及び契約資産	766,910	—	—	—
投資有価証券 満期保有目的の債券	—	—	99,075	—
合計	4,393,309	—	99,075	—

(5) 新株予約権付社債の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超
転換社債型新株予約権付社債	—	1,000,000	—	—	—
合計	—	1,000,000	—	—	—

8．収益認識に関する注記

（1）顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	報告セグメント		
	ゲーム事業	エンタープライズ事業	計
売上高			
ミドルウェア/ツール	1,268,737	—	1,268,737
音響制作	408,024	—	408,024
組込み	—	745,039	745,039
モビリティ	—	256,457	256,457
クラウドソリューション	—	489,026	489,026
顧客との契約から生じる収益	1,676,762	1,490,523	3,167,285
外部顧客への売上高	1,676,762	1,490,523	3,167,285

（2）収益を理解する基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」の「（4）会計方針に関する事項⑤ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りになります。

（3）当連結会計年度末及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

	当連結会計年度（千円）	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	650,223	706,021
契約資産	26,868	60,888
契約負債	95,532	111,019

顧客との契約から生じた債権は、連結貸借対照表上「売掛金及び契約資産」に計上しております。

9．1株当たり情報に関する注記

（1）1株当たり純資産　714円22銭

（2）1株当たり当期純利益　58円27銭

10．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11．その他に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2024年9月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,275,733	流動負債	320,528
現金及び預金	3,390,573	買掛金	18,079
売掛金及び契約資産	718,390	未払費用	52,509
仕掛品	6,643	未払法人税等	84,195
前払費用	64,534	前受金	111,019
その他	97,965	預り金	9,577
貸倒引当金	△2,375	その他	45,147
固定資産	982,167	固定負債	1,201,115
有形固定資産	114,085	退職給付引当金	143,416
建物	84,994	転換社債型新株予約権付社債	1,000,000
工具、器具及び備品	29,091	その他	57,698
無形固定資産	376,363	負債合計	1,521,644
ソフトウェア	376,363	(純資産の部)	
投資その他の資産	491,718	株主資本	3,728,803
投資有価証券	139,075	資本金	784,904
関係会社株式	149,957	資本剰余金	825,083
出資金	238	資本準備金	774,904
繰延税金資産	73,292	その他資本剰余金	50,178
その他	129,154	自己株式処分差益	50,178
		利益剰余金	2,501,600
		利益準備金	927
		その他利益剰余金	2,500,673
		繰越利益剰余金	2,500,673
		自己株式	△382,784
		新株予約権	7,453
		純資産合計	3,736,256
資産合計	5,257,901	負債純資産合計	5,257,901

損 益 計 算 書

（2023年10月１日から 2024年９月30日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		2,690,570
売上原価		1,215,161
売上総利益		1,475,409
販売費及び一般管理費		1,109,475
営業利益		365,933
営業外収益		
受取利息	2,008	
受取配当金	7,846	
経営指導料収入	1,200	
その他	1,304	12,359
営業外費用		
為替差損	1,791	
固定資産除却損	441	2,233
経常利益		376,059
税引前当期純利益		376,059
法人税、住民税及び事業税	73,865	
法人税等調整額	1,300	75,166
当期純利益		300,893

株主資本等変動計算書

（2023年10月1日から2024年9月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計
			自己株式処分差益			繰越利益剰余金	
当期首残高	784,904	774,904	50,385	825,290	927	2,278,149	2,279,076
当期変動額							
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△78,370	△78,370
当期純利益	—	—	—	—	—	300,893	300,893
自己株式の処分	—	—	△207	△207	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	△207	△207	—	222,523	222,523
当期末残高	784,904	774,904	50,178	825,083	927	2,500,673	2,501,600

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△383,396	3,505,875	7,543	3,513,418
当期変動額				
剰余金の配当	—	△78,370	—	△78,370
当期純利益	—	300,893	—	300,893
自己株式の処分	611	404	—	404
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	△89	△89
当期変動額合計	611	222,927	△89	222,838
当期末残高	△382,784	3,728,803	7,453	3,736,256

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ．満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

ロ．子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

ハ．その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年４月以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8 年～18年
工具、器具及び備品	4 年～15年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、市場販売目的のソフトウェアについては見込販売収益に基づく償却額と見込販売可能期間（３～５年）に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上する方法を採用しております。また、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（３～５年）に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当事業年度末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退任慰労金内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しておりましたが、役員退職慰労金制度を廃止することとし、2023年12月21日開催の定時株主総会において役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給案が承認可決されました。これにより、「役員退職慰労引当金」を全額取崩し、打ち切り支給額の未払い分57,698千円については、固定負債の「その他」に含めて表示しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ．ライセンスの供与

当社では、主に音声・映像分野に特化したミドルウェア/ツール等のソフトウェアについて許諾販売を行っております。顧客に提供したソフトウェアのライセンスが、ライセンス供与期間にわたり知的財産へアクセスする権利である場合は、契約期間にわたり収益を認識し、ライセンスが供与される時点の知的財産を使用する権利である場合は、一時点で収益を認識しております。

また、売上高に基づくロイヤリティに係る収益は契約相手先の売上等を算定基礎として測定し、その発生時点を考慮して履行義務の充足を判断し、顧客からの売上報告書の受領時点で収益を認識しております。

ロ．受注制作のソフトウェア

当社では、主にエンタープライズ事業における受注制作のソフトウェア開発を行っております。これらソフトウェアの受注制作については、契約に基づく開発作業を進めるにつれ顧客に対する履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積り方法は、プロジェクトの総見積原価に対する連結会計年度末までの発生原価の割合（原価比例法）によって算定しております。なお、進捗度を合理的に見積もることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれるものについては、原価回収基準により収益を認識しております。また、契約における開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い案件については、顧客による検収時点で収益を認識しております。

2．会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3．会計上の見積りに関する注記

（1）繰延税金資産

当社は、2024年９月30日現在、貸借対照表上、繰延税金資産を73,292千円計上しております。当社では、繰延税金資産の回収可能性について毎期検討を行っております。当社の繰延税金資産の回収可能額は、将来の課税所得の予測に大きく依存しておりますが、課税所得の予測は将来の事業環境や当社の事業活動の推移、その他の要因により変化します。

当期末における繰延税金資産の回収可能性の検討においては、過去３年および当事業年度の経営成績において、企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」に定められた要件に基づき当社を分類しております。その上で、臨時的な原因により生じたものを除いた課税所得が安定的に生じており、かつ、当期末において近い将来に著しい変化が見込まれないこと等から、スケジューリングされた一時差異による繰延税金資産を全額回収可能と見積り、繰延税金資産を計上しております。

前述の判断を行うにあたって当期末において、当社は近い将来に経営環境に著しい変化が見込まれるかどうか事業計画に基づき判断しています。事業計画で使用された主要な仮定は法令、市場環境やその他の競争環境の変化の有無等であります。当該仮定に変化が生じた場合には、繰延税金資産の回収額の見積りが減少し、その結果繰延税金資産の取崩しが発生する可能性があります。

（2）市場価格のない株式等の評価について

当社は、2024年９月30日現在、貸借対照表上、関係会社株式149,957千円、投資有価証券139,075千円を計上し、このうち、市場価格のない株式等として40,000千円を計上しております。当社は、市場価格のない株式等の評価については、実質価額が取得価額と比べ、50％超下落した時は、実行可能であった合理的な事業計画があり回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、実質価額まで減損処理する方針としています。なお、実質価額の算定にあたっては、一株当たりの純資産を基礎として、取得時に認識した超過収益力等の評価について、事業計画の進捗等を確認した結果、当初の価値が維持されていると判断した場合はこれを加味して算定しております。以上の方針に従い、当該株式の取得時に認識した超過収益力等の評価について、事業計画の進捗等を確認した結果、当初の価値が維持されていると判断し、実質価額に著しい低下は認められないことから減損損失は計上しておりません。当該株式の評価に用いた事業計画には、将来の売上見込み等について経営者による仮定が含まれます。これらの仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、将来の不確実性を伴うため、見直しが必要となった場合には、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

4．追加情報

該当事項はありません。

5．収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「1．重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 収益及び費用の計上基準」に記載の通りになります。

6．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　77,468千円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権　132,728千円

② 短期金銭債務　2,640千円

7．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	79,440千円
売上原価	22,344千円
販売費及び一般管理費	△1,074千円

営業取引以外の取引高　1,200千円

8．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式　352,977株

9．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	727千円
未払事業税	7,319千円
未払事業所税	1,041千円
減価償却超過額	6,223千円
資産除去債務	6,296千円
退職給付引当金	43,920千円
減損損失	8,491千円
投資有価証券	66,087千円
未払金	17,669千円
繰延税金資産小計	157,776千円
評価性引当額	△84,484千円
繰延税金資産合計	73,292千円

（注）当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号　2021年８月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

10．関連当事者との取引に関する注記

（1）親会社及び主要株主（会社等の場合に限る）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
主要株主	株式会社セガ	東京都品川区	100,000	ゲーム関連コンテンツの企画・開発・販売	(被所有)直接12.25	兼任なし	ミドルウェアの使用許諾先	ミドルウェアの使用許諾取引	151,224	売掛金	39,770

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

上記の会社との取引については一般の取引条件と同様に決定しております。

（2）子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	上海希艾維信息科技有限公司	中華人民共和国上海市	2,000千中国元	中国におけるCRIWAREのライセンス提供、技術サポート	(所有)直接70.0	兼任あり	ミドルウェアの再販売	ミドルウェアの使用許諾取引	79,440	売掛金	38,629
子会社	株式会社ツーファイブ	東京都渋谷区	3,200	音響制作、CDの製作販売、レコーディングスタジオの運営、イベントの企画運営等	(所有)直接100.0	兼任あり	資金の貸付	資金の貸付(注)	—	短期貸付金	90,000

（注） 資金の貸付に関しては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

（1）1株当たり純資産　713円62銭

（2）1株当たり当期純利益　57円58銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

13. その他に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年11月18日

株式会社ＣＲＩ・ミドルウェア
　取締役会　御中

PwC Japan有限責任監査法人

東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　齋藤　勝彦

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　有岡　照晃

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ＣＲＩ・ミドルウェアの2023年10月１日から2024年９月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ＣＲＩ・ミドルウェア及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
　監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年11月18日

株式会社ＣＲＩ・ミドルウェア
　取締役会　御中

PwC Japan有限責任監査法人

東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　齋藤　勝彦

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　有岡　照晃

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ＣＲＩ・ミドルウェアの2023年10月１日から2024年９月30日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2023年10月1日から2024年9月30日までの第24期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

（1）監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

（2）会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年11月18日

株式会社ＣＲＩ・ミドルウェア　監査等委員会

常勤監査等委員　田　中　信　重　㊞

監査等委員　鈴　木　久　和　㊞

監査等委員　和　藤　誠　治　㊞

（注）監査等委員 田中信重、鈴木久和及び和藤誠治は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以　上